

事件番号 令和4年(ノ)第2号
妨害予防請求調停事件
申立人 中国電力株式会社
相手方 上関原発を建てさせない祝島島民の会

調停期日呼出状

令和4年8月10日

相手方 上関原発を建てさせない祝島島民の会
上記代表者代表運営委員 清水敏保 殿

〒742-0002

山口県柳井市山根10番20号

柳井簡易裁判所民事係

裁判所書記官 新地 宏治

電話 0820-22-0270

FAX 0820-23-8890



頭書の事件について、当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、出頭してください。

記

期 日 令和4年10月5日(水) 午後1時30分

場 所 当庁民事書記官室

(注意事項)

やむを得ない場合を除き、必ず本人が出頭してください。

病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人(例えば親族や担当社員など)を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。

この事件に関係があると思われる書類等をお持ちでしたら、当日持参してください。

実情に沿った紛争解決ができるように、調停期日では、事件の実情やあなたの言い分を十分お聴きします。

調停制度について

あなたに対して、申立人から調停が申し立てられましたので、参考までに調停制度の概略を御説明いたします。

調停は、裁判官一人と民間から選ばれた民事調停委員二人以上で組織する調停委員会が申立人とあなたの言い分を十分に聴き、事情をよく調査して、トラブルの原因をはっきりさせた上、双方の話合いと譲り合いによって、実情に即した適切な解決を図ろうとする手続です。

したがって、トラブルの解決について、裁判のように勝ち負けを考えることはありませんし、非公開の席で手続きが進みますので、外部に知れわたることもありません。

また、調停で話し合いがまとまり、調停調書が作成されると、その内容は判決と同じ効力を持つこととなります。申立人は、このような調停手続を使って、トラブルを解決しようとしていますので、トラブルの適切な解決のために、あなたも調停期日に出席して、言い分を述べていただきたいのです。

なお、当日、あなたがやむを得ない理由で出席できないときは、弁護士又は認定司法書士（ただし認定司法書士については調停を求める事項の価額が140万円を超えないもの）等に代理してもらうこともできますが、弁護士及び認定司法書士でない人に代理してもらうには調停委員会の許可が必要ですので、「代理人許可申請書・委任状」を提出していただくことになります。

一般的には、個人の場合、親族については認められる可能性がありますが、友人、知人、上司などは認められないこともあります。

詳しいことは、担当書記官にお尋ねください。